

令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する 学習・生活支援事業委託仕様書

1 楽　　旨

この仕様書は、令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業（以下「事業」という）の実施について、必要な事項を定める。

2 目　　的

本事業は、生活困窮家庭の子ども（小学5・6年生、中学生及び高校生世代（高校生、高校中退者及び中卒者等））を対象に、学習支援及び教育相談を実施するとともに、その保護者も含めた生活習慣の改善に関する助言及び進学・就労に向けた進路選択や再就学に関する情報提供等の相談支援等に取り組み、高等学校や大学等への進学を支援することにより、卒業後の安定した就職に結び付け、生活困窮家庭の子どもの自立促進を図ることを目的とする。

3 委託契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 実施内容

詳細は「令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領」のとおり。

5 事業実施目標

（1）事業実施地区

「令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領」

4（2）のとおり。

（2）事業実施回数

学習支援の実施回数の総計は1,500回程度、1回90分とする。

一人又は複数人の教育支援員が、複数名の支援対象者を同時に支援した場合、教育支援員の人数をもって支援回数とみなす。

（3）想定利用者数

学習支援の想定利用者数は50名程度（内訳は小学5・6年生10名程度、中学生30名程度、高校生世代10名程度）とする。なお、上記50名のうち30名程度は家庭訪問、5名程度は学習支援教室、15名程度はオンラインで実施する想定とする。

ただし、いずれかの年代において年度途中に想定数を超えて学習支援を行う必要がある者が生じた場合、事業全体の実施状況をふまえ、支援実施の可否について県と協議を行うこととする。

6 事業に要する経費

（1）委託料は、学習支援にかかる費用の上限を14,269,860円（消費税等を含む）、タブレット端末の貸出等に要する経費の上限を2,574,000円（消費税等を含む）とし、合計16,843,860円（消費税等を含む）を上限とする。

なお、この費用には企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、委託者との打合せに要する費用も含まれる。

- (2) 教育支援員に要する経費については、1回あたりの単価に実績を乗じて支払うものとする。
- (3) タブレットの貸出等に要する経費については、1台1月当たりの単価に実績を乗じて支払うものとする。
- (4) 貸与するタブレット端末は、リース等により準備することとし、委託料から購入費を支出することは認めない。なお、目的外での使用を防ぐため、事業実施に必要な機能以外は使用を制限することとし、これらの設定及び故障時の対応にかかる保険料や維持管理料等の費用を見込むこと。

7 契約に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書記載の金額（「①教育支援員に要する経費」については単価、②「事務運営費」については総額、③タブレット端末の貸出等に要する経費」は単価）とし、支払金額は、「①教育支援員に要する経費（単価）」に事業実施回数を乗じた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）、「②事務運営費」及び「③タブレット端末の貸出等に要する経費（単価）」に1台1月あたりの実績を乗じた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）の合計に100分の110を乗じた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (4) 契約書作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。変更契約についても同様とする。

8 その他

- (1) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

- (2) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除

措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負う。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力すること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

② 契約締結権者は、受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(3) 個人情報の取扱い

業務上知り得た個人情報は、個人情報保護に係る法令、別記「個人情報の取扱に関する特記事項」を遵守し、適切な措置を講ずるものとし、事業終了後も同様とする。

なお、受託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

(4) 障がいを理由とする差別の解消の推進について

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。